明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・経済産業一**）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**二七五）　三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二〇六）　四
○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのカーボヴェルデ共和国の加入のための議定書のカーボヴェルデ共和国による受諾に関する件（**同**二〇七）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**八二五～八三二）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**六九三）　五
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**六九四）　五
○道路に関する件（**関東地方整備局**二八三～二八五）　五
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**同**二八六）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**中部地方整備局**一二二）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**九州地方整備局**一三二八）　六
○都市計画に関する件（**沖縄総合事務局**三六）　六

〔国会事項〕

内閣　農林水産省　七

〔人事異動〕

内閣　農林水産省　七

〔皇室事項〕

官庁事項　八

〔官庁報告〕

福島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　八
大島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（同）　八

〔公　告〕

諸事項　九

官庁
財団、建設業の営業の停止命令関係　九
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　九
会社その他　一〇
会社決算公告　一二九～一三〇

省令

○農林水産省・経済産業省令第一号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の十第一号中「法」を「会社法」に改める。

第八十条第一項第三号中「直前三年の各事業年度」を「直前事業年度」に改める。

第八十二条第一項に次の一号を加える。

九　商品先物取引業者の純資産額が資本金の額を下回った場合

第八十二条に次の一項を加える。

3　第三十八条の規定は、第一項第九号の純資産額について準用する。

第九十条の十一中「すべて」を「全て」に改め、同条第四号ロ(2)中「有価証券」の下に「及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利」を、「もの」の下に「及び(7)に掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）」を加え、同号ロ(7)中「（平成六年法律第七十七号）」を削る。

第九十五条第二号中「、生年月日及び住所」を「及び生年月日」に改め、同条第三号中「登録事務」の下に「（前二号に掲げる事項に係るものに限る。）」を加える。

第九十八条第一項第一号ヘ(1)中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改める。

第百条の二に次の一項を加える。

3　金融商品取引業者である商品先物取引業者は、法第二百十一条第三項の規定により書面を作成するときは、前二項の規定にかかわらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第百八十条の規定に基づき書面を作成することができる。

第百三条第一項に次の一号を加える。

二十六　特定店頭商品オプション取引について、次に掲げる措置を講じていないと認められる状況にあるにもかかわらず、当該特定店頭商品オプション取引を行うこと。

イ　特定店頭商品オプション取引に係る契約を締結しようとするときに、あらかじめ、個人顧客に対し、当該特定店頭オプション取引に係る権利行使価格（一定の方法により定められるものにあっては、その算定方法。以下この号において同じ。）を提示すること。

ロ　特定店頭商品オプション取引の取引期間及び期限を、個人顧客が、当該取引期間を通じて、権利行使期間、権利行使価格及び商品市場における相場その他の指標の実勢条件に基づき公正な方法により算出された対価の額で、かつ、商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて、特定店頭商品オプション取引に係る権利の取得及び付与その他の取引を行うために必要かつ適切なものとすること。

第百三条第五項に次のただし書を加える。

ただし、当該各号の店頭商品デリバティブ取引がこれらの取引に係る権利が行使された場合に個人顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。